財務諸表に対する注記（公益事業・大谷拠点用）

１．重要な会計方針

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産(リース資産を除く)　　定額法

②　無形固定資産(リース資産を除く)　　定額法

③　リース資産

イ　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ロ　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、平成２７年３月３１日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

⑶　引当金の計上基準

①　徴収不能引当金

該当なし

②　賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

③　退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会退職共済制度掛金の法人負担分相当額を退職給付引当金に計上している。

⑷　棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

⑸　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理は税込処理によっており、簡易課税を選択している。

２．採用する退職給付制度

⑴　独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

⑵　一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会が実施する退職共済制度

３．拠点が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

⑴　小泉拠点の財務諸表（第１号の４様式、第２号の４様式、第３号の４様式）

⑵　拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙３）

・大谷サポートセンター（サポセン会計）

当該大谷拠点は、サービス区分が１つであるため、これを省略する。

⑶　拠点区分事業活動明細書（会計基準別紙４）

・大谷サポートセンター（サポセン会計）

当該大谷拠点は、サービス区分が１つであるため、これを省略する。

４．基本財産の増減の内容及び金額
該当なし

５．会計基準第３章第４（４）及び（６）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

６．担保に供している資産
該当なし

７．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし

８．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

９．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
⑴　適用する会計基準の変更について
当期より、社会福祉法人会計基準（雇児発0727第1号 社援発0727第1号 老発0727第1号 平成23年7月27日）を適用する。